

意見6 乳幼児の年齢に応じた保育士の確保

【現状】

共働き世帯の増加に伴い、近年、特に3歳未満の保育需要が急速に拡大している。

保育所の保育士数は児童福祉法に基づき、児童の年齢別に配置基準が定められており、特に3歳未満児を受け入れる場合は、3歳児以上の受け入れよりも多くの保育士数が必要となっている。

【保育士の配備基準】
(児童福祉法第45条第2項の規定に基づく)

0歳児 3人につき、1人以上の保育士が必要
 1～2歳児 6人につき、1人以上の保育士が必要
 3歳児 20人につき、1人以上の保育士が必要
 4～5歳児 30人につき、1人以上の保育士が必要



平成24年度の状況は、保育所児童数12,583名のうち、3歳以上児が8,643名、3歳未満児が3,940名となっている。

保育所の現状
(年齢別の児童数)

市町名	0歳	1・2歳	3歳	4歳以上	計
松山市	44	840	525	1,169	2,578
今治市	67	513	377	772	1,729
宇和島市	18	272	150	405	845
八幡浜市	18	149	136	297	600
新居浜市	38	224	192	391	845
西条市	30	281	190	374	875
大洲市	25	267	168	395	855
伊予市	15	142	113	244	514
四国中央市	0	172	261	526	959
西予市	9	113	73	206	401
東温市	16	142	95	198	451
上島町	0	14	31	82	127
久万高原町	0	0	0	0	0
松前町	6	104	83	170	363
砥部町	8	80	44	108	240
内子町	5	44	26	62	137
伊方町	2	62	38	121	223
松野町	3	25	17	47	92
鬼北町	10	75	59	141	285
愛南町	5	102	103	254	464
合計	319	3,621	2,681	5,962	12,583

(平成24年度公立保育施設入所人員の普通交付税基礎数値として報告)

【東温市の例】

	児童数	保育士数
3歳以上児	293	11
3歳未満児	158	29
計	451	40
障害児加配		+16

・3歳以上児の保育士は11名で足りるが、3歳未満児受け入れだけで29名の保育士が必要。また、障害児保育等の保育需要から、加配による保育士が+16必要。

【意見】

保育士の配置基準を踏まえた算定方法の見直し

保育所経費（社会福祉費）の算定において、現在は、児童の年齢に関係なく、0歳、1・2歳、3歳、4歳以上児の数値の合計を基礎数値として密度補正を算定している。

しかし、実際は、保育士の配置基準により、児童の年齢別にコストが異なるため、密度補正1の算定において、特に多くの保育士が必要となる3歳児未満と障害児分について、係数等による加算を行う必要がある。

密度補正の見直し

(現行算式)

段階補正 × 普通態容補正 + (密度補正 - 1) + (経常態容補正 - 1) + (事業費補正 - 1)

(現行の密度補正)

密度補正(密度1 + 密度2 + 密度3 + 密度4 + 密度5)

公立保育施設入所人員

0歳 + 1・2歳 + 3歳 + 4歳以上

(改正案)

公立保育施設入所人員

(0歳 × α) + (1・2歳 × β) + 3歳 + 4歳以上 + 障害児加算

